

II 建設業における労働災害防止に関する中期計画の目標と重点対策 (第8次建設業労働災害防止5カ年計画)

1 「第8次計画」の期間

本計画は、2018年度を初年度とし、2022年度を最終年度とする5カ年計画とする。ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2 「第8次計画」の目標

協会及び会員は、労働災害防止並びに労働者の健康確保及び快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期するため、「第7次計画」期間中の労働災害発生状況と比較して、次の目標を設定する。（「第7次計画」及び「第8次計画」の目標については、P 20を参照）

- (1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、
「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、
「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (3) 計画期間中の休業4日以上之死傷災害の平均発生件数を、
平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる。

3 「第8次計画」の重点事項

(1) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」の周知徹底

協会のホームページに「第8次計画」を掲載し、「災防規程」及び毎年度発行される「建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という）と共に建設工事に従事する事業者及び労働者への周知徹底を図る。

また、協会が開催する各種講習等のあらゆる機会を利用し、周知のための広報活動を展開する。

(2) 「建設業労働災害防止規程」の遵守

建設業における自主的な労働災害防止の基準として定めた「災防規程」は、安全衛生技術の向上及び現状に即応させるため、協会においては随時見直しを行うと共に、「災防規程」の遵守の徹底を図る。

(3) リスクアセスメントの確実な実施の促進

① 「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及促進

「リスクアセスメント建設業版マニュアル」は建設工事の特徴を考慮し、工事の計画段階でリスクアセスメントを行うことを定め、工事に効果的なリスク低減措置（安全衛生対策）を実行するためのものである。労働災害の未然防止のため、同マニュアルの普及を促進する。

② リスクアセスメントに基づく労働災害防止対策を適切に実施するための安全衛生経費の確保

リスクアセスメントは費用対効果を評価することが可能で、効果的な労働災害防止対策を実現する手段であるが、同時にそれを実施するためには必要な安全衛生経費を確保する必要がある。この安全衛生経費の確保について、発注者等関係機関の理解を得るように努める。

(4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入の促進

建設業における労働災害の減少を図るためには、経営トップ等のリーダーシップの下に、労働者等の関係者が一体となって安全衛生管理活動を組織的かつ計画的に推進する必要がある、特に中小建設企業への建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス：COHSMS）導入の促進を図る。さらに、安全・安心で快適な職場環境を造るという新たな価値を創造する「NEW COHSMS」を構築する。

また、システムによる安全衛生管理の充実、労働者の安全衛生意識の高揚、公共工事等の入札時等における安全衛生管理能力の証明等の効果を持つ「コスモス認定」の一層の普及を図る。

(5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

① 墜落・転落災害防止対策

ア 様々な場所からの墜落・転落防止対策

事故の型別災害統計では、「第7次計画」期間中の建設業における墜落・転落災害による死亡者数は年平均で140人となっており、死亡原因の42%以上を占めている。脚立や可搬式作業台による作業、足場等の組立・解体作業、はしごや屋根等での作業ではリスクアセスメントを必ず実施し、リスク低減措置を確実に実行する。

また、「第8次計画」期間中の8月1日から9月10日までの期間を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」として、計画の目標達成に向けて墜落・転落災害の減少を目指す。

イ フルハーネス型墜落抑止用器具の使用の徹底

鉄骨や足場の組立・解体作業、構造物の解体作業等で、墜落防護措置や救出が困難な高所作業時において使用する墜落抑止用器具は、原則として墜落時に胴ベルト型と比較して、身体への衝撃が少ないフルハーネス型とすると共に、事業者による適切な墜落抑止用器具の使用の徹底を図る。

② 建設機械・クレーン等災害防止対策

建設機械による死亡災害は、はさまれ・巻き込まれ、激突されによる災害が高い割合を示しており、運転者以外の建設機械の周辺で作業する作業員に対し運転席に乗せて死角の確認等をさせる危険体験教育や、建設機械に人感センサーを取り付け作業員が近づけば警報音を発する装置の導入等の本質安全化への工夫をすると共に、作業指揮者及び誘導者の確実な配置などによる防止対策の徹底に努める。

特に、解体工事においては、墜落・転落災害、重機災害、はさまれ・巻き込まれ災害の可能性があるため、解体用機械の運転者及び周辺作業員に対する安全教育の実施と、上記の安全対策の徹底を図る。

③ 斜面崩壊災害防止対策

平成27年6月に「斜面掘削工事における土砂崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」等が発出され、教育カリキュラムが明示された。斜面掘削工事においては、現場の状況等を把握するため点検教育受講者による点検の充実、その結果から現場の状況等についての情報を発注者、調査・設計者、施工者（元方事業者及び専門工事業者）の3者が共有し、その情報を有効に活用した安全対策を推進する。

④ 交通労働災害防止対策

建設業における交通労働災害による死亡災害は、近年、増加傾向にある。現場間の移動や発注者との打合せ等により、業務上の都合で自動車を運転する機会が多い建設業の特性を考慮し、

関係機関と協力して、道路上でも交通事故による労働災害防止等、交通安全に努める。

⑤ 石綿障害予防対策

石綿含有建材を使用した建築物等の解体作業が今後増加する傾向にあるため、引き続き石綿粉じんのばく露防止対策や飛散防止対策を徹底すると共に、建築物等解体時における石綿含有建材の有無の事前調査の徹底等、石綿障害予防対策を推進する。

⑥ 粉じん障害防止対策

アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業、ずい道等建設工事に関しては、引き続き国の「第9次粉じん障害防止総合対策」を推進することが求められており、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（建災防発行）に基づき、粉じんばく露の低減措置を講ずると共に、電動ファン付き呼吸用保護具使用の励行とじん肺健康診断の実施の徹底を図る。

⑦ 熱中症予防対策

夏季における建設現場の過酷な作業環境を勘案し、熱中症が想定される夏季の一定期間については、JIS規格に適合したWBGT値の測定、その結果に基づく熱中症予防対策の徹底等の必要な措置の実施を推進する。

(6) 安全衛生教育の推進

建設従事者への安全衛生教育については、高齢化の進展や法改正、技術の進歩に伴う新工法や新機械等、会員のニーズに沿った教育、並びにテキストの新規作成や改訂等を推進し、建設従事者に対する安全衛生教育の充実を推進する。

(7) 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実

協会ホームページに掲載している「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」、「無記名ストレスチェックを活用した職場環境好事例」等の「建設業におけるメンタルヘルス対策」について、過重労働によるメンタルヘルス対策を会員に周知すると共に、建設現場への個別指導・実施援助を行い、元請社員等へのメンタルヘルス対策実施管理者研修など、総合的なメンタルヘルス対策を実施する。

(8) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

建設業における労働災害を一層減少させるため、中小専門工事業者等を対象とした専門家による指導・支援を行い、安全衛生活動の向上及び労働災害防止対策を推進する。

(9) 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事の特徴をとらえ、安全衛生面での配慮すべき事項を、過去の復旧・復興工事で発生した災害事例等を基に分析し、東日本大震災等における今後の工事の安全衛生対策に活かすと共に、新たな自然災害発生後の安全衛生対策にも活用する。

(10) 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進

2020年夏に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、関連施設の新設や周辺インフラ工事が急ピッチで行われている。この大会に係る工事の安全衛生対策を推進できる

よう、関係官庁が実施する取組に協力すると共に、各作業場の要請により、知識・経験が豊富な安全衛生の専門家による安全衛生水準の向上に向けた助言指導を行っていく。

(11) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進

全国建設業労働災害防止大会や各支部の大会、企業の安全大会等の集合形式での安全衛生活動を積極的に展開し、多くの建設業関係者等が一堂に会し、安全衛生意識の一層の高揚を図ると共に、有益な安全衛生情報の提供、効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図る。

(12) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進

労働災害事例や会員が取り組んでいる労働災害防止活動の好事例などの安全衛生関連情報・資料等を収集し、安全衛生に関するマニュアル・手引等として作成・提供する。また、関係者がこれらの情報を共有できるようにすることにより、建設業の安全衛生管理活動を支援し、建設従事者の積極的な労働災害防止活動への取組を促進する。